

平成十五年二月十日提出
質問第一八号

高額ハイウエイカード廃止に関する質問主意書

提出者
津川祥吾

高額ハイウェイカード廃止に関する質問主意書

ハイウェイカードの偽造対策を理由に、平成十五年一月二十一日付で、五万円のハイウェイカード及び三万円のハイウェイカードの販売終了（平成十五年二月二十八日）と利用停止（平成十六年三月一日）が発表された。これは、利用者が従来から得ていた割引サービスを受けられなくなることを意味し、利用者の便益を損なう行為である。しかも、偽造対策としてこのような方法をとる理由について十分な説明はなされておらず、適切な方法かどうか疑問が残る。

また、扇国土交通大臣は、ETCの前払割引制度により、五万円のハイウェイカードと同様の割引サービスが受けられるため、サービス内容の低下にはならないという趣旨の見解を述べている。しかし、これは、ETC車載器購入等に別途数万円の費用がかかることや、自動二輪車の様にETCを利用できない車両があることを無視した発言であり、利用者の立場からすれば到底理解しがたい発言である。ETCの普及を図るという方向性は正しいとしても、現在、普及率が一割にも満たない状況において、高額ハイウェイカードの廃止を強行するのは、性急すぎると判断せざるをえない。従って、次の事項について質問する。

一 ハイウェイカードの偽造により、どの程度の被害が出ているのか。

二 五万円のハイウェイカード及び三万円のハイウェイカードを廃止することにより、偽造対策としてどの程度の効果があると考えられるか。

三 五万円のハイウェイカード及び三万円のハイウェイカードを廃止することにより、利用者全体の便益はどの程度損なわれると考えるか。割引率低下による通行料負担増や、ETC車載器購入のための費用負担増など、項目と金額を計算根拠と共に示されたい。

四 五万円のハイウェイカード及び三万円のハイウェイカードを廃止することにより、社会的効用はどの程度得られると考えるか。偽造による損失の防止や、ETC普及による渋滞の解消など、項目と金額を計算根拠と共に示されたい。

五 ETCの普及率が一割にも満たず、自動二輪車の様にそもそもETCサービスを受けられない利用者も多い現状において、高額ハイウェイカードの廃止を強行する緊急性は何か。

右質問する。